

青森県知事 殿

届出者	住 所	〒
	
	
		電話番号
	氏 名	
	建 築 士 と の 続 柄	

二級 建築士失踪届
木造

下記の者は、 年 月 日失踪の宣告を受けましたので、青森県建築士法施行細則第7条第4項の規定により届け出ます。

記

ふりがな	
氏 名
生 年 月 日	
本 籍 地	
建築士登録番号	
建築士登録年月日	

(注) 届出者は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により失踪宣告の届出の義務を有する者とする。

添付書類

- 1 戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書（建築士の失踪及び建築士と届出者の続柄が分かるもの。）
- 2 二級又は木造建築士の免許証又は免許証明書